

佐賀県障害児者支援施設機器整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害児者支援施設における職員の業務効率化、業務負担軽減を推進し、障害児者への支援の充実を図るため、予算の範囲内において佐賀県障害児者支援施設機器整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者

下記①②のいずれも満たす法人とする。

- ① (2)に掲げる公立を除く対象サービス事業所等（以下、「障害児者支援施設」という。）を佐賀県内で運営する者。
- ②別に定める「障害児者支援施設機器整備計画」を策定し、当該計画に基づき、障害児者支援施設における職員の業務効率化や業務負担軽減に直接的に資する機器（以下、「機器等」という。）を導入する者。

(2) 対象サービス事業所等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所（空床型除く）、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（指定医療機関含む）、障害児相談支援、福祉ホーム、地域活動支援センター、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の号のいずれかにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自らの法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 3 補助事業者は、前項の（２）から（７）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人であってはならない。

（交付の対象経費等）

第3条 この補助金の交付の対象経費、補助上限額および補助率は別表のとおりとする。

- 2 次の各号に掲げる経費については、補助対象外とする。
 - （１）交付決定日前に締結した契約（契約書を交わさない取引の場合、対価の支払）により導入する機器等の導入経費
 - （２）佐賀県障害福祉課が所管する補助事業の対象経費と重複する経費（代表的な例として、パソコン・タブレット・スマートフォンをはじめとするハードウェアやインカム等の情報端末、Wi-Fi・ルーター等の通信環境機器、AIカメラおよびソフトウェア（以下、「情報端末等」という。）の導入経費、情報端末等に付随する機器等の導入経費、情報端末等の運用保守等に要する経費）
 - （３）車両の導入経費
 - （４）土地や建物の買収や工事（簡易なリフォーム等含む）に要する経費
 - （５）リースやレンタル等の賃借料
 - （６）その他障害児者支援施設における職員の業務効率化や業務負担軽減に直接的に資するものとして適当と認められない経費（事業内容を踏まえ、通常、導入の必要性が無いと県において判断される機器等の導入経費等）

（補助金の交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、別表の補助上限額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額の範囲内とする。

- 2 前項の交付額は、障害児者支援施設ごとに適用する。ただし、定員を合算している多機能型事業所については、この補助金において補助事業者が代表と定める任意の1事業所のみ適用する。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、2ヶ月とする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （２）補助事業に要する経費の配分の変更をしてはならない。
- （３）補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、当該変更に伴う補助金額の増額は認められない。なお、当該変更において、補助金額に変更がなく、機器等の品目を変えずに製造メーカーのみ変更する場合については、この限りではない。
- （４）補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（令和6年7月26日付け）に基づき県内企業と契約するよう努めること。

- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
 - (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、様式第2号により速やかに、知事へ報告すること。
 - (12) 前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額を県に返還しなければならない。
 - (13) 補助事業者が、第1号から第12号までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 2 前項第3号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。
 - 3 第1項第5号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、本事業の完了した日から1か月以内（本事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から1か月以内）又は当該年度末のいずれか早い日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は様式第6号のとおりとする。

(報告及び検査等)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、県の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

- 2 前項の規定により、知事に提出する状況報告書は様式第7号のとおりとする。

(その他要件等)

第10条 補助事業者が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

対象経費	補助上限額	補助率
障害児者支援施設における職員の業務効率化や業務負担軽減に <u>直接的に</u> 資する機器（下記に例示するが、この限りではない）	1つの障害児者支援施設につき、500万円 ※一定規模（定員100名程度）以上の施設入所支援または障害児入所施設については、1,000万円とする。	3分の2以内

【対象経費となる機器等の例】

- ・衣類用洗濯機・乾燥機（汚物除去機能付き製品、1機器で洗濯乾燥が可能な多機能製品、業務用大容量製品）
- ・大量炊事用機器（業務用オーブン、スチームコンベクション、業務用食洗器）
- ・福祉用ベッド（福祉用としての機能を有することが確認できるものに限る）

【事業内容を踏まえ、通常、導入の必要性が無いと県において判断される機器等の例】

- ・通常、利用者の衣類の洗濯を要しない事業における多機能洗濯機の導入
- ・通常、食事提供を要しない事業における炊事用機器の導入
- ・宿泊を伴わない（入所系や居住系でない）事業における福祉用ベッドの導入